

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年9月25日（月）午前10時 委員会室

出席委員（9名）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）大 下 哲 治
岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文 中 田 利 幸
又 野 史 朗 松 田 真 哉 森 田 悟 史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長 宮本企業立地推進室長
[商工課] 石田次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐

【文化観光局】深田局長

[観光課] 田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐
[スポーツ振興課] 成田課長 宇津宮課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
[文化振興課] 原課長 山根史跡整備推進室長

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 深田課長補佐兼農林振興担当課長補佐 深吉土地改良担当課長補佐

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 遠崎課長
[都市整備課] 本干尾課長
[道路整備課] 山中次長兼課長
[建築相談課] 神門課長
[住宅政策課] 西村課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松下調整官

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 門脇議員 塚田議員 津田議員 戸田議員
錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者2人 一般2人

審査事件及び結果

議案第76号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第77号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]
議案第78号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について [原案可決]
陳情第34号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・第14回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告について [経済部]
- ・史跡米子城跡土砂災害に係る対応について [経済部]

- ・市営住宅上下水道入居者負担金に係る検針等の業務委託先の変更について

[都市整備部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

**○田村委員長** ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案3件、陳情1件を審査するとともに、報告を3件受けます。

初めに、経済部所管について審査をいたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第34号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の滝根崇様に御出席をいただいております。早速説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いをいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、滝根様、お願いいたします。

**○滝根崇氏（参考人）** おはようございます。鳥取県民主商工会連合会の事務局をしております滝根と申します。今日は意見陳述の場を設けていただきありがとうございます。

早速意見陳述に入ります。今から1年ほど前に、同じ内容の陳情をこの議会に提出をいたしました。それから政府の対応というのが、実施直前になりましたが、全く変わっていないということで、今回改めてこの陳情を提出した次第です。

インボイス制度というのは、複数税率下における消費税の適正な課税のために必要だという理由で導入をされました。しかし、帳簿方式で申告納税を今まで3回しておりますが、不適切な事案は確認されておりません。また、免税事業者は本来、納税しなければならない消費税を免除されていて、不当な利益を得ている益税論があります。そして、この益税論をインボイス制度では、益税を解消し、公正公平な消費税を実現するために必要なだと主張する方々もおられます。ところが政府も国会も裁判所も益税は存在しないということを明言していますから、益税のインボイス導入の動機にはならないことははっきりとしています。仮に益税が存在するとしても、財務省の試算では免税事業者は全体で488万社あるというふうになっていますが、このうちインボイスで益税が解消する事業者は161万社というふうになっています。つまり全体の33%しかインボイスにより益税が解消しないということになります。このインボイスで益税が解消されるというのは二重にも三重の意味でもまやかしです。そもそも売上げが低いものへ消費税をどう課税すべきかという問題は、免税店制度をどうするかという議論であって、インボイス制度という全く別の制度で無理やり変えてしまっているものではありません。

インボイスを導入する根拠や利点は全くありませんが、インボイスを導入したときの弊害はたくさんあります。財務省はインボイス制度による消費税の増収額を2,480億円と試算しています。これを鳥取県に当てはめてみると年間10億円が県内経済から失われる、つまり増税されるということになります。私が広島国税局の統計資料から推計したところによると、鳥取県内での増税額は18億円ということになっています。またインボイス採

用のための企業の追加コストが月3,400億円、年間でいうと4兆円程度になるという民間企業の調査報告もあります。コロナ禍を耐え、物価高騰に苦しむ市民や中小業者にこれ以上の負担を押しつけるべきではありません。こういった理由から中小企業団体中央会などの業界団体は、インボイス制度の実施延期を求めています。実施直前にもかかわらず、インボイス登録は免税業者では2割と全く進んでいません。財務省の試算で言うと、免税事業者がインボイス登録をして新たに消費税の納税をしなければならない金額は15万4,000円ということです。この免税業者の平均売上げが550万、平均所得が150万円程度ですから、ワーキングプアを大きく下回っている。これらの事業者が15万4,000円もの消費税を負担しなければならないところにまず無理があるんです。

日本商工会議所は税負担に耐えられない零細事業者への配慮のため、免税店制度の趣旨を損なわないようインボイス制度を改正すべきというふうに言っています。フリーランスの会員は、このままでは仕事が続けられないとしてインボイスの延期見直しを求める請願署名を36万筆政府に提出をいたしました。また、日本税理士連合会は、インボイス制度によって新たに161万円以上の消費税申告者が生まれると、そして経費申告についてもインボイス制度で複雑化することから、大量の消費税申告難民が発生することへの警鐘を鳴らしています。税理士、弁護士、司法書士から成る団体もインボイス導入に反対する意見を表明しています。私たちをはじめ、各分野の団体からインボイス制度への意見が度々行われてきましたが、政府は申し訳程度の経過措置などを設けるだけでこれらの意見を無視してきました。政府が設けた経過措置や負担軽減措置は、逆に制度を複雑化させ事業者を差別するものだという批判も上がっています。

実施直前ではありますが、このままインボイス制度を強行することによる被害の大きさは、延期、中止した場合の損失より、はるかに大きいと言わざるを得ないと思います。地域住民の代表として国にインボイス中止の意見を上げていただきますよう、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

**○田村委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります、錦織議員からの説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。

では、錦織議員、お願いします。

**○錦織賛同議員** おはようございます。日本共産党米子市議団の錦織陽子です。陳情に対する賛同意見を述べさせていただきます。

政府は、10月から事実上国民への増税になるインボイス制度を実施しようとしています。市民、国民の中にはインボイス制度は免税事業者に影響があることで自分には関係がないと思っておられる方もあるかもしれません。しかし、日々の暮らしぶりや周りの景気のことを考えても、全体として新型コロナ禍で落ち込んだ経済の回復の兆しが見えてきたといっても、物価や燃料高騰が続く下で本物の経済回復には程遠い状況であることは、皆さん実感として持つておられるのではないのでしょうか。中小、零細企業が経営の苦難にあえいでいるときにインボイスの実施など絶対にやるべきではないと思います。また、今や、

日本が世界に誇る文化アニメは多くのフリーランスに支えられています。フリーランスの多くは免税事業者です。先日もテレビで市内在住のアニメーターが今より収入が少なくなるのであれば対応を考えていかないといけないと話しておられました。こうした文化への影響も大です。政府は、複数税率の下で適正な課税を行うためとインボイス実施を正当化していますが、複数税率になってから4年間、インボイスなしでやられているので、これは全く説得力がありません。

陳情提出者が提出された資料で、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会がそれぞれインボイス制度の見直し、凍結を求めていましたが、去る9月14日、全国青年税理士連盟、全国青年司法書士協議会、青年法律家協会弁護士学者合同部会の3者合同でインボイス制度反対の緊急集会を開かれました。その反対理由は、税制が租税の三原則、公平・中立・簡素を満たさない。課税事業者が免税事業者とともに膨大な事務の増加で想像以上の事務コストが見込まれる。免税事業者が納税の必要性に迫られ物価上昇へとつながる。また、トラックドライバー等、物流2024年問題が控える中、インボイス制度が開始されれば、この問題に加えてドライバーの廃業が相次ぎ物流が大混乱に陥るおそれがある。当然運賃の上昇につながり、販売価格にも影響を与えるなどの理由が上げられました。また、インボイス制度が憲法第25条に規定される生存権の侵害となり、貧困と格差拡大をさらに助長すると言及されており、いずれもせっぱ詰まった問題ではないでしょうか。

このように社会全体に大きな影響を及ぼすインボイス制度実施の中止を求める陳情を米子市議会としても、ぜひとも採択していただくよう、私からもお願いして、賛同意見いたします。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、御意見を一人一人お願いをいたします。

それでは、岡田委員のほうからお願いいたします。

岡田委員。

**○岡田委員** 今日はありがとうございます。御説明いただきました。私、御説明を聞かせていただきまして、私のほうもいろいろと勉強させていただきましたけれども、私は採択をしないということで主張させていただきます。

まず初めに、このインボイス制度、先ほど複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであるということに対しては、そんなことはないということだったんですけれども、やはり私は、複数税率の下での適正な課税を確保するためには必要なものであるというふうに認識をしております。当然ですけれども、中小企業の皆様がこの制度に対して非常に不安を持っておられたり、事務の膨大等いろいろな不具合があるということも承知はしておりますが、そこに対しては政府のほうで取引環境の整備、課税事業者に転換した

場合の負担軽減措置、各種補助金による支援措置など様々な対策を取っていただいておりますので、私はこのインボイス制度を導入をして、その後にもまたその状況の中で、政府のほうが適切に対応されるものというふうに認識をしておりますので、採択をしないということを主張させていただきます。

**○田村委員長** 次に、徳田委員。

**○徳田委員** 私も不採択を主張いたします。先ほど岡田委員の理由に重なる部分もありますが、事業者の経理に関わる複数税率の仕分けの手間を省け、消費税率を正確に把握し、一番消費税の本義であります仕入れに係る控除額を効率的に計算できる消費税導入によりまして、そういったメリットもございます。

それと一番肝腎なところでございますが、従来は発注先との関係で交渉力の弱い下請事業者というのは、取引価格に消費税分を上乗せできないが多かったというのが、これ現状だと思います。インボイスによって税額が明示されれば消費税分を取引額に転嫁しやすくなるということでございます。また、消費者が支払った消費税がきちんと国庫に納められることにより、より公平な税制となることが考えられます。先ほど岡田委員もおっしゃいましたけども、政府においては激変緩和措置が講じられておりますので、こういったことをより丁寧に説明して、インボイス制度の円滑な導入に向けて理解を得ていくことが重要であると考えます。以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

じゃあ、次、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは、滝根様、本日はお疲れさまでした、ありがとうございます。

私は、こちらの陳情につきまして、不採択をお願いいたします。同様の陳情、先ほど昨年もおっしゃっていらっしゃったんですけど、ちょうど6月定例会にも同様の陳情もございまして、先ほど岡田委員、徳田委員がおっしゃられたのと理由はほぼ重複するんですけど、あえて少し付け加えさせていただきます。6月定例会のとき中田委員からもお話がありましたとおり、こちらのインボイス制度、準備期間を取っておりまして、その後も緩和措置もあるということで伺っております。参考人さんからもお話がありましたけれど、10月1日からスタートということで、混乱するんじゃないかっていうのも危惧されているところでしたので、そういったところもいろいろ周知、広報等も準備がされていると思いますので、6月定例会のときもお話がありましたんで、今これを取り下げしてしまうと、あえて反対に混乱がおきるのではないかとということも私も危惧しておりますので、不採択をお願いいたします。

**○田村委員長** では、次に、又野委員。

**○又野委員** 私は、採択を主張いたします。説明が陳述者の方からもありましたけれども、このインボイス制度の導入理由っていうのは、もう崩れていると私も考えています。実際にこのインボイス制度始めれば、説明でも言われてましたけれども、実質的な増税になります。今、異常な物価高騰などが続いて多くの事業者が苦しんでいるときに、こんな実質的な増税をするような制度っていうのは、今はやってはならないことだと考えます。米子市の経済にも当然大きな影響がくるこのインボイス制度、やっぱり中止しなければならぬと考えますので、採択を主張いたします。以上です。

**○田村委員長** では、次に、松田委員。

○**松田委員** 滝根様ありがとうございます。私は、新たにインボイス事業者となる方の負担、事務負担も含めて多いと思うんですが、私は不採択を主張いたします。やはり私どうしても課税売上げに伴い消費税を受け取っていて、納税が免除されてる状況っていうのがどうしてもまだ違和感が残ってしまっております。インボイス発行事業所となる小規模事業者に対する負担軽減措置も設けられていますし、先ほどもありましたけども、周知期間は十分取られていると思います。このタイミングで実施中止ということになると混乱が起きると思いますので、私は総合的に考えて不採択をお願いします。

○**田村委員長** では、次、森田委員。

○**森田委員** 私は、採択を主張させていただきます。同様な陳情もあったかと思うんですけども、実際にフリーランスだけでなく中小企業の経理をされている方からも事務負担が増えているという声も実際に仄聞いたしますし、金銭的な部分だけではなくて事務負担が増えるっていうところのほうはどちらかといったら懸念点になるのではないかというふうに個人的に思っております、ということもあって、現行の制度のまま実施をすることに対しては賛同できないため、この陳情に対しては採択を主張いたします。以上です。

○**田村委員長** では、次に、中田委員。

○**中田委員** 主な理由は、先ほど岡田委員や徳田委員、奥岩委員が、6月議会でも同様のことを言わせていただいたので、基本的な反対理由、採択しないってことなんですが、反対理由は同じです。やはり私のほうも、この税制っていうのはやっぱり公正公平な税制っていう仕組みをどうきちっとつくるかっていうことの中で、適正な課税とそして適正な納税という体系をきちっとつくるべきだと。その中でやっぱり違和感が私もありましたっていうのが基本的な理由です。

それからもう一つ、6月議会と同様ではありますが、あえて言いますと、今日、本日9月25日の委員会審査でこの案件、議題に供しているこの案件が採決されるのは9月29日です。そういった日程の中で10月1日の中止を求めるということは、私は、議題に今回取り扱ってますが、これ自体の内容が10月1日に間に合う内容ではもう既にないないところに、この内容自体が、いかがなものかという基本的な時期的な問題も持っておりますので、採択しないを主張させていただきます。

○**田村委員長** ありがとうございます。

じゃあ、次に、大下委員。

○**大下委員** 不採択をお願いいたします。私自身、個人経営者や高齢農家さん等にインボイスの影響について伺ったところ、インボイスの導入により事務作業が増える、免税事業者と課税事業者が同じ価格で課税事業者と取引を行う場合は、消費税の納税が減る課税事業者との取引を優先させられる可能性があり、仕事を奪われるのではないかな等の不安の声も上がっています。そういったことに関しましては、陳情に対しては十分理解できるんですが、先ほど中田委員等もおっしゃられましたが、既に10月1日から実施に向け、大半の事業者が会計ソフトの導入など実施に向けた準備を終了しており、現時点における中止は社会に大混乱を招きかねないと考えます。また、6年間の経過措置において零細事業者に対する税負担を軽減する特例や、インボイスを発行しない事業者と取引をする発注元の税負担を抑える特例を設けるなどの段階的な策を講じ、インボイスを導入する事業主に対する配慮を行っていることから、この陳情に対しましては不採択といたします。以上です。

○**田村委員長** ありがとうございます。

それでは、これより採決をいたします。

陳情第34号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…又野委員、森田委員]

○**田村委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第34号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○**田村委員長** 御異議ありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

参考人及び賛同議員のお二人、ありがとうございました。御退席をお願いいたします。

[滝根参考人及び錦織賛同議員退席]

○**田村委員長** 次に、議案第77号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** 議案第77号について御説明をいたします。お手元の議案の77の1ページを御覧ください。工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてでございます。

これは、かねてより取り組んでおります米子インター西産業用地整備事業に係る工事のうち、令和5年3月議会におきまして議決を得た洪水調節池新設工事に係る工事請負契約の締結について、施工に当たり追加の地下水対策が必要となったため、契約金額の増額変更について議決を求めるものでございます。なお、契約金額につきましては議案に記載のとおりでございます。また、施工場所につきましては、別途お配りをしております図面の青色の部分でございます。

以上、御審議のほうよろしく申し上げます。説明は以上です。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

又野委員。

○**又野委員** この77号のところだけに限らないんですけども、78号もあって、この全体の工事のことでちょっと確認というか聞きたいことがあって。この配られてる資料の工事位置図の下の工事区間よりちょっと外れたところの右側のほうに、薄い線で長方形の線が描いてあるんですけど、これ多分ビニールハウスだと思うんですけども、このビニールハウスで花とかの栽培をしておられる方から、実はこの工事のところからすごい砂が飛んできると言われて、市役所のほうにも一応そのことは伝えてあるけど、なかなか対応してもらえないということで、私も話を聞きにそこに行って、そのときに全ての工事の業者さんもたまたま来られて、何か対策をするというふうに言われてたんですけども、この

77、78とかもそうですけれども、その対策については今回には全く関係ないのかっていうのと、もし関係ないんだったら、ならどのように対策されているのかっていうのをちょっと確認させてもらいたいと思ひまして。

○**田村委員長** 坂隠課長。

○**坂隠経済戦略課長** 今御指摘いただいた件は今回の議案のほうに直接は関係ないんですけども、おっしゃいますような事案というのは我々も確認しておりまして、造成工事で使用する土が、強風のときとかに、隣接で営農されておられる方のそのビニールハウスのほうには飛散をしたということでございました。対応といたしましては、御連絡を頂戴しまして職員のほうに現地に行きまして、事業者の方とお話をさせていただきまして、土が飛散しないようにということで、水をまいて固めたりというような対応を協議させていただきまして、施工業者のほうに対処を行っていただいたということでございます。こういったことも含めまして、今後も周辺の営農者の方々に十分配慮しながら適切に工事のほうは進めてまいりたいと考えております。以上です。

○**田村委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、今回のこの変更については、特にそれは関係ないってことで了解しました。以上です。

○**田村委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** こちら特に工期の変更とかないですかね、確認です。

○**田村委員長** 坂隠課長。

○**坂隠経済戦略課長** 工期自体の変更はございません。以上です。

○**田村委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第78号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

坂隠課長。

○**坂隠経済戦略課長** 議案第78号について御説明をいたします。お手元の議案の78の1ページを御覧ください。工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてでございま

す。

これは、米子インター西産業用地整備事業に係る工事のうち、敷地造成工事（2工区）に係る工事請負契約の一部を変更する契約の締結について議決を求めるものでございます。変更の理由としましては、地盤改良工における固化材の添加量の増加及び混合方法の変更に伴う契約金額の増額変更によるものでございます。なお、契約金額、相手方については議案に記載のとおりでございます。また、施工場所につきましては、別途お配りしております図面の赤色の部分でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほどと関連するんですけど、専決とされた理由については何がありますか。

**○田村委員長** 坂隠課長。

**○坂隠経済戦略課長** 本件につきましては、当初の契約の段階では1億5,000万未満の契約金額で契約をしておったものだったんですけども、今回のこの増嵩に伴いまして議決が要件となります1億5,000万以上の契約金額となりますことから、改めてこの議決案件ということで今回上程させていただいたところでございます。以上です。

**○田村委員長** よろしいですか。

岡田委員。

**○岡田委員** これまあいんですけども、土質試験の結果、改良剤の添加量の増量が必要になったことということなんですけど、そういうのって事前にはやらないもんなんですか。いわゆる落札された後にそこがされるということなんですかね。やっぱり土質試験の結果ってのは、発注する場合に多少してるのかなっていうふうにちょっと思ったもんで。いかがなもんですか。

**○田村委員長** 坂隠課長。

**○坂隠経済戦略課長** そうですね、土質試験自体にも費用がかかるものでございまして、工事の中の実際着工する際に合わせてさせていただいたところ、こういったデータが出たということで、今回補正を上げさせていただいたところでございます。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** それも含めて初め発注されたんでしょうけど、そういう中でもある一定の想定をされて金額を決められた。だけど、やってみたら1億5,000万も超えてってということなんですけど、分からなくはないんですけどね、だけど、もう少し発注する前段のところで土質の調査もお金がかかるとおっしゃったけれども、そこはそこで、例えば初め別個に出されるとか何かしないと、要は出した後にやってみたら何か大きく変わりましたみたいなのが、あんまり出るのもどうかなという気がしなくはないんですよ。そういう状況だったら私ももっと入札できたとかっていうところも出てくるかもしれないですしね、当初のところ。だからそこはもう少し正確に、実務的にいろいろ難しいことはあるんだろうけれど、そこは理解をしますけど、その辺りを要望しておきたいんですけども。

**○田村委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私も同等というか同趣旨なんですけど、事前の調査を費用がかかってもしつ

かりしてやるべきだって私も思っていて、というのが、今回の増量するのは多分現場でやりながら分かってきた地盤の弱さっていうのが、やっぱりこれはどっちみちよくある話なので、それは分かるんですが、ただ十分な調査かどうかという面で考えると、今回の増量してやること自体がもうそれで完璧なのかどうなのかも、またどうなのかって、やっぱりつついて考えてしまうんですよ。というのが、これ最終的には米子インターの産業用地として販売して行って、そこに民間の事業者が建物を建てるっていう場所なので、そうするともしその調査が不十分だった場合に、後々、何かあったときの損害賠償問題とか様々な影響に行き着くような可能性がゼロではないなんてことは極力避けたいわけですよ。ですから、やっぱりできれば事前の調査を十分しておいていただくっていうのを今後の一つのいい参考事例にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

**○田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第78号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時33分 休憩**

**午前10時44分 再開**

**○田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から2件の報告があります。

初めに、第14回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告について、当局からの報告をお願いします。

赤井農林水産振興局長。

**○赤井農林水産振興局長兼農林課長** 第14回中海会議における中海沿岸農地排水不良ワーキンググループのワーキングの報告についてでございます。8月17日木曜日に開催されました第14回中海会議におきまして、農林課が事務局を務め報告しました中海沿岸農地排水不良ワーキンググループについてでございます。お配りの資料、第14回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告についてを御覧ください。

1、開催日時、2、場所は御覧のとおりでございます。3、出席者は裏面に記載しております。4番目、報告事項は2点ございまして、まず1点目、崎津モデル地区と彦名地区の他工事流用土の受入れについてでございます。

資料1ページ、米子市弓浜部の平面図がございます。緑色の実線で囲まれている区域が農地排水不良区域でございます。赤枠斜線で表示されている箇所が、それぞれ、左のほう

から崎津モデル地区、新しい予定地の崎津地区。右側にありますのが彦名地区となっております。

受入れ状況につきましては、2ページに崎津モデル地区をまとめております。本年6月に0.25ヘクタールをかさ上げしております。これによりまして、現在のモデル地区のかさ上げの進捗率は96.6%となっております。ストックヤードに約500立方メートル残土が確保できていることから、来年度も引き続きかさ上げを予定しております。

3ページでございます。彦名地区をまとめております。昨年12月に0.3ヘクタールをかさ上げしております。進捗率は100%になっています。彦名地区はこれで完了しております。新しい予定地の崎津地区は崎津モデル地区完了後に着手を予定しております。

次に、2点目でございます。かさ上げ土質によって栽培できる作物についてでございます。今年度は農業改良普及所等の関係機関と連携し、園芸試験場とも協力しながら、かさ上げ土質において栽培できる最適な作物を調査・研究したいと思っております。

崎津モデル地区のかさ上げた農地の営農状況につきましては、4ページと5ページにまとめております。左から、受入れ前、受入れ後、営農状況、耕作者の声をまとめております。かさ上げをした農地は、おおむね良好に営農されております。

次に、6ページを御覧くださいませ。現在行っております農地のかさ上げによる排水不良対策について、現状、改善策、実施効果についてまとめております。

そして7ページに、これまでに話のあった課題や、崎津モデル地区でかさ上げを実施する中で出てきた課題、その後の対策に対する実施状況についてまとめております。

最後に、今回のワーキンググループでの協議結果でもございますが、今後の対応としまして、引き続き鳥取県西部地区建設発生残土対策協議会への残土の情報提供を依頼するとともに、関係機関から情報提供をお願いしております。また、排水不良を解消したかさ上げ農地の営農につきましては、かさ上げ土質で栽培できる作物の研究を関係機関や耕作者と連携しながら取り組むことにより、作物を効率的に栽培することができれば耕作者の一助となり持続して営農ができると考えております。

以上、14回中海会議の報告を終わります。

**○田村委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

松田委員。

**○松田委員** 何点か質問させていただきたいと思っております。事業の費用という予算額というか、それぞれ、例えば令和4年度どれくらいだったのかっていうのは分かりますか。

**○田村委員長** 深吉農林課土地改良担当課長補佐。

**○深吉農林課土地改良担当課長補佐** 今年度の事業費なんですけれど、ちょっと手元に資料がなくて申し訳ないですけども、400万弱くらいの金額になっております。例年500万くらいというふうになっております。以上です。

**○田村委員長** 松田委員。

**○松田委員** この会議の資料を見ると、質問・意見のところに特になしということで、特に意見ということはないということなんですけど、今年度、米子市の案として米子市としてはっていうか地元の方としては、この事業っていうのは進めていくっていうか、継続してやってくださいという意見があるのか、それによって、それを受けて米子市とし

ては継続してやっていく、そういう形になるんですかね。

○**田村委員長** 赤井局長。

○**赤井農林水産振興局長兼農林課長** 中海地区におきましては、中海の水位が最近高くなっておりまして、それに伴って崎津地区につきましては地下水位が非常に高くなって、作付することが非常に困難になっているような状況ですので、現在そこで営農しとられる方につきましては、かさ上げをしてもらえば何とか今までどおり作付が可能になるということで、希望されてる方がおられまして、そこを対象にモデル地区として現在も検討して着手するようにしております。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** 最後の質問。今後の対応のところで、崎津モデル地区以外の農地のかさ上げをする箇所の確保を進めるっていうことがあるんですけど、それは、その確保っていうと何か、地元の意見っていうのか、本当に積極的にあるのかなと思ってしまうんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

○**田村委員長** 赤井局長。

○**赤井農林水産振興局長兼農林課長** 希望される方っていうのの意見をお聞きしまして、どの程度必要なのか、どの面積が必要なのかっていうものをお聞きして、その中でモデル地区を選定して、着手させていただくようにしております。さらに残土の土質等によって作付が可能になるもの、そうでないものっていうのを見極めながら、農家の実際に営農しておられる方と話をしながら、進めてまいりたいと考えております。

○**松田委員** 分かりました。

○**田村委員長** 中田委員。

○**中田委員** 改善点の課題のところで地元負担ゼロっていうのがよう出てくるわけですがね。これに対する考え方をお伺いしときたいんですけど、といいますのが、もともとさっき地下水位の問題に起因する問題、原因としては、中海の水位が上昇してるっていうことで言われてましたけど、これ古くは斐伊川・大橋川問題っていうときから経過があって、それでその護岸堤を築くだとか、いろんな話の経過の中で、その途中の過程の中でも内水の問題とそれから中海の水位の問題っていうのが議論されてきた。だけど、どっちがどっちっていうことがなかなか言えずきたわけですよ。対策としてこのかさ上げ工法をして、その地下水位の影響を受けないような、根腐れとか、っていうことをやってきたっていう事業ですよ。ただ、やっぱり経済活動の中で適正な場所かどうかってところで、公共がっていうか、例えば国策がその原因でって言い切れない部分があって、それで要は実際のこういう被害に対してどう対処するかのところで、個人的には地元負担ゼロはないだろうって実は私は思ってるんですよ、個人の資産ですから。ですから、その資産価値を上げるっていうようなことと、それから例えば営農っていう行政が進めていきたい経済対策としてのバランスの問題はあると思うんですけど、そこら辺についての考え方っていうのを一度聞いときたいんですけど。難しいですかね。

○**田村委員長** 赤井局長。

○**赤井農林水産振興局長兼農林課長** 今、中田委員のほうから質問されました非常に難しい話でございまして、原因が特に究明されていない。ただ、堤防ができてから水位が非常に高くなって、地下水位なんかも高くなったということも考えられまして、その原因を、

そうじゃないのかもしれませんが、営農される方にとっては、以前と同じように営農したいという希望がありますので、モデル地区ということで現在させてはいただいておりますので、今後、全面的にするということになれば、場合によっては負担金が生じてくるかもしれません。現在はモデル地区ということでさせていただくとということ御理解いただければと思います。

○**田村委員長** 中田委員。

○**中田委員** 最後にしますけど。ですから、そのモデル地区の現状と結果が、ある程度見極めれたら、その辺の方針はいずれ出すってということで理解しておいてもいいですね。いいですね。

○**田村委員長** いいですか。

赤井局長。

○**赤井農林水産振興局長兼農林課長** おっしゃるとおりでございます。

○**中田委員** 分かりました。

○**田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、史跡米子城跡土砂災害に係る対応について、当局からの報告をお願いします。

原文化振興課長。

○**原文化振興課長** そうしますと、このたび史跡米子城跡で発生いたしました土砂災害に係る対応につきまして御報告いたします。このたびの土砂災害に対します取組でございますが、復旧措置としまして、崩落の可能性がある石、それから残っております盛土、こちらのほうの撤去を行いたいと考えております。具体的な場所でございますが、真ん中どころに少しちょっと小さな図になりますけども、載せております概略図の赤く記した場所になります。具体的に言いますと、天守台の正面に向かいまして左側のほうの下に下りていく登城路が左側、四重やぐらの下のほうにございますが、そちらのほうから下りていった下のほうの場所になります。経緯としましては、今年の7月12日から大雨がありまして、13日に、のり面の崩落が発生いたしました。この原因としましては、天守からの側溝が、そこも大量の大雨の雨水によりましてあふれ出まして、そちらのほうからあふれ出た水によりまして盛土が崩れたものというふうに判断をしております。当面の応急措置としまして、のり面のシートをかけたとか、土のうの設置、それから一部登城路の閉鎖ということを行っております。

2ページ目のところに実際の写真をおつけしておりますので、そちらのほうも併せて御確認いただければと思います。2ページ目のほうにつけております写真ですけども、赤丸で囲っておりますが、こちらのほうが残っております浮き石になります。現在、シートがかけてあって見れない状況なんですけども、こういった浮き石が残っている。それからその下のところに、まだ盛土が一部残っていると。この浮き石と土砂を撤去して安全を確保していきたいというふうに考えております。

作業内容としましては、すみません、1ページのほうに戻っていただきまして、作業内容としましては、先ほど申し上げましたように、石の撤去ですとか、残っております土砂の撤去、そういったことを中心に行っていきたいと思っております。これによって当面の

安全の確保ということはしっかり取り組むことができるというふうに考えております。

実施時期及び事業費ですけれども、先ほどの状況のとおりですけれども、一刻も早く危険な状況を取り除く必要があるというふうに考えております。そういったことから一番早く取りかかれる方法ということを検討いたしまして、このたび国や県とも相談した上でなんですけれども、国庫補助事業の中で若干の入札の予算残が見込まれることから、この国庫補助事業を活用いたしまして取り組みたいというふうに考えておまして、近日中には現場のほう取りかかる予定としております。

今後につきましても、引き続き災害対策ということも含めまして、史跡米子城跡整備基本計画に基づきまして、しっかり整備を行いまして、いい形で後世に貴重な文化財として史跡を残していきたいというふうに考えておりますし、当然ですけれども、来訪者の安全の確保、そういったことを最優先に、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。説明は以上になります。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑、御意見をお願いします。

○**田村委員長** 森田委員。

○**森田委員** 説明ありがとうございます。1点確認なんですけど、完了っていうのはいつ頃を見込んでおられるのか確認させていただきたいと思います。

○**田村委員長** 原課長。

○**原文化振興課長** 着手をいたしましてからおおむね一月ぐらいを工期で考えております。ですので、現場に取りかかってからおおむね一月ぐらいということで今のところ想定をしております。

○**田村委員長** 森田委員。

○**森田委員** 9月中に、実施時期で9月中ってなってるんですけども、着手から完了までのスケジュールがどのようになっているのかも併せてお聞かせ願えたらと思います。

○**田村委員長** 原課長。

○**原文化振興課長** 9月中に一応着手を予定しておまして、そうしますと、おおむね一月ですので、9月末から10月には全て終了するのではないかなというふうに考えております。

○**田村委員長** 森田委員。

○**森田委員** 9月中っててもう今日は9月25日なんですけど、まあまあそれはいいとして、来月はダイヤモンド大山の関係で多分一度に相当多くの人があるとと思うんですが、そのタイミングについて影響をどのようにお考えなのかお聞かせてください。

○**田村委員長** 原課長。

○**原文化振興課長** この場所ですけれども、たくさんの方が来られるいわゆるメインルートからは外れた場所になります。そういったことから10月に予定をしておりますダイヤモンド大山の観望会、そういったような時期には影響は全くないわけじゃないかもしれませんが、ほぼ影響しないんじゃないかというふうに考えております。

○**田村委員長** 森田委員。

○**森田委員** メインルートではないとのことだったんですけども、多分多くの人が一度に来城されるということだと思うので、その辺り安全に登城、そして下山できるように対

応していただきたいなということを要望して終わります。以上です。

○**田村委員長** ほかに。

松田委員。

○**松田委員** 災害に対する対応を速やかにしていただきたいんですけども、この資料見させていただきますと、盛土、幕末期以降に造成された盛土が崩れたということで、ほかに同様の盛土をされてるところ、部分というのは複数あるんでしょうか。いかがなんでしょうか。

○**田村委員長** 原課長。

○**原文化振興課長** 基本的には城郭、お城ですので、当然人間の手によって盛土等が行われている場所というのは、ほかの場所にもあるというふうに認識しております。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** そうすると、今回みたいな同様に盛土の箇所については点検をして調査をして、同じように土砂災害が起きないようにするべきだと思うんです。その辺りどのような方針なんでしょうか。

○**田村委員長** 原課長。

○**原文化振興課長** おっしゃるように、米子城跡いろんな形で盛土というところもあると思います。多分その場所の状況にもよると思いますけども、必要に応じた形にはなろうと思いますが、例えばそういった可能性のある、災害の可能性のあるような場所といったところも合わせて点検等も、特に雨の後ですとかそういった辺りも十分に点検作業のほうしていきたいと、順次になりますけども、やっていきたいというふうに考えております。

○**田村委員長** 深田文化観光局長。

○**深田文化観光局長** 少し補足させてください。この城山周辺なんですけども、土砂災害の特別警戒区域にも指定されてるところがありまして、一部県のほうの治山事業で対策をしております。またはそれ以外にも、これまで大雪などでの倒木に伴うのり面の崩壊というのが一部起きておりまして、そういった場所につきましては、今回のような緊急措置をしながら対応してまいります。また、気象警報等出た場合につきましても、現場のほう速やかにパトロールして対応したいと思っております。それから、中長期的には、先ほど原課長のほうが申しあげましたように、米子城跡の整備基本計画の中で、土質の調査ですとか地下水位ですとか、そういったものはボーリング調査等行いながら、その整備計画の中でのり面を安定させるように事業と、あと森林の手入れといいますか、必要な木の伐採を行ってまいりたいと思っております。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** 先ほど点検ということなんですけども、早い段階から専門家というか、ある程度知見がある方にチェックをしていただく必要があると思うんです。その辺りはもう既にやっておられる形なんでしょうか。その点検をされるってさっきおっしゃったとられたんで、誰がどういうふうにするのかなと思って。

○**田村委員長** 深田文化観光局長。

○**深田文化観光局長** 専門的な調査につきましては、やはり先ほどおっしゃいましたように、整備基本計画の中でボーリング調査など、あるいは土質の調査などを行っていくことにはなりますが、点検と言いましたのが、今回大雨の後の状況でこういった事例が発生いた

しましたので、職員のほうでちょっと米子城跡だけではなくて尾高城もあるんですが、そういった場所のパトロールを行っていきたいという意味で申しあげました。また、目で見た上で調査等しておりませんが、目で見た上で、これ緊急性があるなどというようなものを判断いたしました場所につきましては、土のう、植生用土のうを充填ですとか、そういう措置を取っていかなければならないかと思えます。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** 支障木の伐採との因果関係というか、その辺りってこの土砂災害とはどのように分析されてるんでしょうか。過去にあった支障木の伐採とかと本当に因果関係としてどうなのかなっていうところがあるんですかね。

○**田村委員長** 深田局長。

○**深田文化観光局長** この支障木の伐採との因果関係ですが、現地のほうで、例えばその木を伐採したところに水が当たってこうなったというところじゃないというふうに判断しております。切りました木についても保水能力が低下しないように、ちょっと見た目は悪いんですけど、幹の中ほどから伐採いたしまして、根が死なないような措置等行っておりますが、この場所につきましては、場所からいって支障木の伐採とは、先ほど申しあげたように、関係がないのではないかと判断しております。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** ちょっとやはり幕末期以降、当面ね、近年そんなに大きな土砂災害はなかったと聞いてます。それで大分期間がたったところでこういうような土砂災害が起こって、雨の量もやはり多くなってますので、やはり専門家というか、ある程度十分に土砂災害が起こらないようにきちんと点検をしていただいて、対策をしっかり取っていただいて、やはり来られる方の安全が第一なのはやはり当然だと思いますので、その辺りはきちんと対応して、やっぱりこの土砂災害がなかなか自然のことなんで予測できないところがあるかもしれないけれども、ベストは尽くして災害が起きないようにしていただきたい。お願いします、以上です。

○**田村委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も今回こういうこと、幕末期以降の、要するに400年ずっと続いてきたものよりも、むしろ幕末に造成したところが崩れるっていうことを起こして、この手のことはほかの住宅地とか全国で起きている土砂災害だとかこういう崩落事故によくある傾向ですよね。昔から残ってるもの意外と安定していて、昔の姿じゃなくなった治山がこう駄目になっていったところだとか、それから新たに造成したところがとかっていうのがよくある、文化財に限らず起きてる。この手のことは私もちょっと実は広島県の安佐南のところが崩れたときに、国交省さんのほうでかなりいろいろなことを教えていただいた機会があったんですけど、先ほど専門家の意見をとってという部分についても、文化財の専門家だけではなくて、国交省のほうはかなりそういったデータとか知見を持つとられるので、そういったところでまたいろんな知見を生かしながらするような分析をされたほうがいいんじゃないかなと実は思ってます、米子城については赤色立体図とかも取った経過がありますよね。そういったことも活用しながら、ほかにも多分市内の文化財があるようなところについては、赤色立体図で確かここだけ取ってたと思うんですけど、逆にこれを文化振興課のテリトリーというよりは防災のテリトリーのほうで、そういった崩れそうなところ、

あるいは山の管理がなかなかうまくいってないというか、山林の状態が悪化してるようなところとかについては、もっとそういう知見を入れ込んだ対策の進め方をされたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○**田村委員長** 深田局長。

○**深田文化観光局長** 中田委員おっしゃいますように、史跡ということでこの場所米子城跡、文化振興課が関わっているところなんですけども、都市整備部のほうとも協力しながら進めているところでございます。そういった知見ですとか、今おっしゃられましたような国交省のほうにもそういった知見があるかどうか相談しながら、これは史跡だけにとどまらないかもしれないんですけども、防災安全部門のほうとも相談しながら対処してまいりたいと考えてます。

○**中田委員** ぜひよろしく。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 先ほど松田委員がおっしゃいましたけど、支障木の伐採とは、質問されて直接関係がないってということだったんですけども、やっぱり市民の方の中には関係があるんじゃないかっていうふうに思っておられる方もおられるようですので、その辺りはきちっと説明をしていただいて、これから先の、逆に言うと、支障木の伐採がスムーズにできるように、今の事実をきちっと説明をしていただきたいということと、先ほどおっしゃった、切り株を今少し残してるのは水のある程度根っここのほうで保てるようにということ、少し景観は悪いけれども切り株を結構残してるということだったんですけど、専門家なんかの中では当然のことなのかもしれませんけど、多くの市民の方は、もう少しきれいに切った方がいいんじゃないかとか見た目が悪いがなっていうふうに思っている方も多いで、その辺りも丁寧に、分かってる方は分かってるんですけど、多くの方分かってない方が多いですから、ああいう急傾斜の多い米子城ですので、そういうこともやりながら支障木の伐採やってますということはぜひ丁寧に説明していただくようお願いしておきたいと思えます。

○**田村委員長** 答弁ありますか。

深田局長。

○**深田文化観光局長** 今委員がおっしゃられたように、この支障木の伐採、あるいは米子城整備についても、丁寧に説明しながら進めてまいりたいと思えます。

○**田村委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 12 分 休憩**

**午前 11 時 14 分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管部分について審査をいたします。

議案第 76 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村住宅政策課長。

**○西村住宅政策課長** 議案第76号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書76の1ページから76の8ページに改正前後の条文を添付しております。今回の主な改正内容でございます。令和5年10月に都市整備部が糺町庁舎に移転することに伴い、市営住宅、県営住宅の管理を同一フロアで行うことが可能となりました。現在、県営住宅について鳥取県住宅供給公社が管理をしており、同公社においても同じフロアで業務を開始することになります。このことにより市営住宅につきましても同公社に管理業務の一部を委託し、窓口を一本化することで住民サービスの利便性の向上を図ろうとするものであります。それに関する所要の整備を行うものでございます。具体的には入居者の入退去の事務、移動の事務、収入申告に関する事務、駐車場に関する事務、修繕業務、迷惑行為・苦情相談等の対応を委託することとしております。

改正内容について、施行期日は令和6年4月1日を予定しております。また、委託に関する準備に関するものにつきましては、公布日からを予定しております。説明は以上でございます。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「委員長、すみません。」と又野委員）

採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いします。

又野委員。

**○又野委員** この話については前の委員会的时候も聞かせてもらってたんで、特に質問はなかったんですけども、討論のところちょっと話をさせていただきます。

主な改正内容の1のところはもう全然それはこれまでもやっけてこられたところをただ条例に載せるということだったので、いいんですけども、2のところですけども、前に話聞かせてもらったときに公社さんのところに届いた様々な意見とか相談とかっていうのを、同じフロアですぐ隣だから共有できるということ聞いてたんですけども、同じところでやるっていうことで、市民の方にとっては利便性が向上するっていう側面は理解するところではありますけれども、やはり私が考えるところでは、市民の皆さんの声っていうのを直接市の職員さんが聞くっていうことが大事なのではないかなっていう思いのほうが強くて、例えばいろいろこれは市役所のほうへも伝えておいたほうがいいっていうことは多分伝えられると思うんですけども、ちょっとした相談だとか、特に伝えんでもいいんじゃないかってことも公社さんの中ではあるかもしれないと思うと、やはりそういう小さな声かもしれないですけども、市の職員さんが直接聞いてもしかししたら何かしら今後の施策とかに反映できる部分が出てくるのではないかなと考えると、やはり市の職員が対応できるような体制を続けていただけたらと思っております、これについては反対の立場を表明させていただきます。

**○田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第76号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、岡田委員、奥岩委員、徳田委員、中田委員、松田委員、森田委員〕

○**田村委員長** 結構です。賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時19分 休憩**

**午前11時21分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から1件の報告がございます。

市営住宅上下水道入居者負担金に係る検針等の業務委託先の変更について、当局からの報告をお願いします。

西村課長。

○**西村住宅政策課長** 市営住宅上下水道入居者負担金に係る検針等の業務委託先の変更についての御報告でございます。

まず、こちらの報告に関する住宅につきましては、共同住宅タイプの住宅でございます。親メーター以降の給水管を分岐いたしまして各住戸に子メーターを設置し、水道水を供給するタイプの住宅でございます。対象戸数は969戸でございます。では、説明に移らせていただきます。

現在、市営住宅の負担金に関しましては、米子市が行う検針、賦課、徴収、督促業務のうち米子市は検針と賦課業務を水道局のほうに事務委任をしております。そのうち水道局は検針業務を外部委託しております。令和6年度以降は水道局に事務委任をしております。検針、賦課業務に加え、市が行っている徴収、督促業務を加えまして検針業務を一括し、民間事業者への業務先変更を予定しております。

委託先の変更理由についてでございますけれども、水道局が上下水道料金の徴収業務を外部委託し、令和6年度から業務を開始いたしますが、この業務に市営住宅に関する検針業務を含める場合に比べまして、公営住宅で業務実績のある民間事業者へ委託した場合のほうが経済的であるため変更するものでございます。コスト比較を3パターン試算をしております。市が直営で業務を行う場合、水道局へ事務委任する場合、民間事業者へ委託する場合の3パターンがございますが、一番下の民間事業者へ委託する場合が一番経済的ということで試算をしております。

業務の効率化についてでございます。検針業務等を外部へ委託する場合は、現在市職員が行っている業務は年間約640時間の事務負担軽減が見込まれます。裏面を御覧ください。業務開始時期は令和6年4月を予定しております。

県内の委託状況でございますが、鳥取県及び県内3市ともに民間事業者へ委託をしております。

今後のスケジュールでございます。令和5年の12月議会におきまして、令和5年度以降の債務負担行為の予算案を提出する予定でございます。令和6年2月に委託契約を結びまして、令和6年4月から業務を開始したいと考えております。説明は以上でございます。

○**田村委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

森田委員。

○**森田委員** ちょっと気になったところがあったので確認させていただきたいんですけども、969戸で試算していただいていると思うんですが、入居戸数により変動すると記載があるので、これいつ時点の入居戸数を基にこの委託費を算出されるのかなってというのがちょっと気になったんですけど、お願いしてもいいですか。

○**田村委員長** 西村課長。

○**西村住宅政策課長** 委託費につきましては、毎月実績、そのときの検針戸数で精算をして支払いをする形を取ろうと考えております。

○**森田委員** 分かりました。

○**田村委員長** 徳田委員。

○**徳田委員** コスト比較のところそれぞれ試算がしてあるわけですが、この試算の根拠というか、それをちょっと教えていただけたらと思います。何を基に530万になったり、400万になったりっていう…。

○**田村委員長** 西村課長。

○**西村住宅政策課長** まず、米子市が直営でやる場合でございますけども、今までやっております印刷製本費、通信費などを含めまして、米子市職員が実際に現場のほうに出向いて検針業務を行う、これを人役を積み上げております。それに市役所職員がやる作業、これは事務的な作業でございますけども、それをやる場合で積算をしております。こちらが530万円でございます。次に、水道局へ事務委任する場合でございますけども、これは水道局のほうにヒアリングを行いまして、業務全部を、検針、賦課、徴収業務をみんな行った場合のほうの内容をヒアリングいたしまして、560万円程度というところで聞き取りをしております。あと民間事業者の積算でございますけども、こちらは今、先ほど申し上げた県内でやっておられる業者のほうにヒアリングを行いまして、それプラス米子市が入退去の事務とか最小限の事務がございますので、それをプラスした金額で算出をしております。以上でございます。

○**田村委員長** よろしいですか。

○**徳田委員** はい。

○**田村委員長** ほかに。

岡田委員。

○**岡田委員** 市が直営でやったら530万、民間業者へのヒアリングでは400万ってことなんですけど、明らかに安くなっているその民間の方の理由とかがあってというのは、分かりますか。

○**田村委員長** 西村課長。

○**西村住宅政策課長** 民間がやっているところでの直接安くなっている理由っていうのはちょっとヒアリングをしておりますけれども、今までほかの行政庁でもやとられる金

額と大体同じ単価になるのではないかなというふうに思っております。

○**田村委員長** 伊達都市整備部長。

○**伊達都市整備部長** 何か聞きに行った者によりますと、今までそういう県とかほかの市とかで基礎的なノウハウ、プラスそれから機器っていう、初期投資こういったものがなくて済むというところがあるというところで聞いておるところでございます。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** それは米子市にはないわけですか、これまでそういうノウハウっていうのは。

○**田村委員長** 西村課長。

○**西村住宅政策課長** 米子市では実際に検針業務とかをじかにやったことが今までございませんので、そういったシステムとかは持ち合わせておりません。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 先ほど言ったその初期投資がある程度終わっているということ等もあると思うんですけど、やっぱりその辺り同じことをやって、市役所だったら520万、水道局だったら560万、民間だったら400万で、これ根本的に人件費が安いってのは結構大きい要素だと思うんですよ、民間のほうが。それは雇用のその幅が民間のほうが多分広いから、ある程度高齢の方も採れるしってやなこともあると思うんですけど、やっぱり同じ労働に対して同じ対価を払うっていうのは、ある程度経済学の中で言われてるんですけど、そういうところから少しでも多くものを学んで、それをここの業務だけじゃなくて市役所全般の業務にやっぱり生かす努力をもう少ししないと、だから先ほど言った民間はこういう理由で安いと思いますということがきちっと認識できてないと、市役所の中で応用できないんじゃないですか。やっぱ民間の方って根本的には本当人件費が安い人件費でやっていただけてる方がいるっていうことなんですよ、民間にはね。非常に感謝すべきことだと思うんですけど、やっぱそういうことも含めて、やっぱもう少しそういうところから学ぶ意識を持たれてほうがいいと思う。いかがですか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員の御指摘は、全くそのとおりだと思います。ただ、あえて申し上げますと、先ほど担当部長も、課長もお答えしましたが、今回私は細かい積算を見ておりませんが、一般的な民間委託であるところといった、いわゆる経費が削減される主な理由は、一つはおっしゃったとおり人件費の問題と、もう一つやはり専門的にやる業者っていうのは、それを専門的にやるそのノウハウをできるだけ、どうやったら合理的にコストを安くできるかというノウハウを持つとられたり、あるいはそれを処理するコンピューターシステム等、もう既に実装されてる。それは市が新たにやろうとするとそれを調達する経費がかかってくる。こういった差があります。

そして、今御議論がありました人件費の問題、全くそのとおりなんですけど、以前私が議場でも申し上げたことあるような気もするんですけど、公務員制度全般にかかる大きな問題が横たわっております。分かりやすく言いますと、市の職員で水道の検針業務を専門とする職員、職種を採用するかどうかという、こういう問題に行き当たるわけでありまして。市側の職員がやるとどうしてもコストが高くなるのは、実際に今、検針を専門とする職員っていうのは雇っておりませんので、あるときには検針業務をやるかもしれないけども、あるときには例えば総合政策部で何か企画立案みたいな仕事をするかもしれないし、

あるときには福祉で対人支援をするかもしれない、こういうことを前提とした職員を雇っています。どちらかといったら総合的な能力を前提とした職員採用をしてると。一方いわゆる業務限定ですね、いわゆる現場業務に限定したような職員というのを雇用していくかどうか。以前は現業職というのがあって、これが実はそれに該当する職種でありましたが、多くは申しあげませんが、多くの自治体で現業職の給与水準と一般職の給与水準が全く変わらないというような運用が行われたために、現業職を廃止にし、そして現業職が担っていた業務については民間委託すると、こういうような流れに進んできたというのは御存じのとおりであります。要はそこから我々が学ばなきゃいけないのは、地方公務員法との限界はあるんですけども、やはりある程度業務を特定して直営の職員を雇うほうがいいものもありますね。そういう雇用形態も、これまでそういった経過はあったわけですけども、その可能性は模索すべきではないかと、私もそう思います。一方で、やはり対人支援とか幅広いその能力を生かして、ただ、その職員ですらそれだけをずっとやり続けるっていうのはなかなか人材育成の面でもしんどいですから、そういった職員はそういった職員で幅広い業務経験を持ちながら人材育成していく。この辺をうまくバランスを取りながらやっていくということが必要だと思いますが、これをなかなかうまく実践にそうしている自治体はそんなに多くないというのも実態であります。ただ、今後に向けて労働力いかにかわらず非常に限定される、いわゆる人口減少社会を迎えるわけでありまして、適切な働き、労働の場所を提供するっていう観点も含めて、我々としても引き続きその観点を大事にしながらか雇用をすると、このように思っております。以上です。

**○田村委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

又野委員。

**○又野委員** 最初に、さっきの人件費のお話ですけれども、日本の賃金というのは、皆さん御存じだと思いますけれども、諸外国、特に欧米諸国から比べたら圧倒的に低いっていうのも周知の事実であります。そういう意味では本来低いほうに合わせるのではなくて、行政としては高いほうに本来していくべきなのではないかなと。やっぱり生活していくのに欧米のところと比べて余裕があるかどうかという形にもなってくるとは思いますので、単純に安くなればいいと、人件費が下がればいいということではないと思います。そこら辺もちゃんと考えながらやっていただきたいと思います。

今のは意見で、質問なんですけれども、この入居者負担金っていうのは一応公金の取扱いっていいんでいいんでしょうかね。

**○田村委員長** 西村課長。

**○西村住宅政策課長** 口述とおりの公金の取扱いということでもいいです。

(「違うでしょう。」と副市長)

(「違うでしょう。市の予算経理を通してないでしょう。」と副市長)

**○田村委員長** 西村課長。

**○西村住宅政策課長** うちの公金ということで間違いなと思います。

**○田村委員長** 又野委員。

**○又野委員** ちなみに米子市の公金、予算ではなくてそういうお金で徴収事務とかをしてるお金で、民間委託している業務っていうのはほかにあるんですかね、米子市の徴収業務

にとって。

○**田村委員長** 西村課長。

○**西村住宅政策課長** 今ちょっと即答ができませんので、また確認をさせてもらうっていうことでよろしいでしょうか。

○**田村委員長** 又野委員。

○**又野委員** 基本的なところを確認をさせていただきますけれども、地方自治法では公金っていうのは、私人っていうふうには言ってるんですけど、民間のほうに取扱いっていうのを原則禁止しているっていうのは御存じだと思います。ただ、例外的に法律とか政令で定めることによって地方公共団体、公金の徴収、取扱事務を委託することができるとは書いてあるんですけど、それは例外的な話となっておりますので、例外規定を適用する場合っていうのはそれなりの特別な理由が必要だと思うんですけど、そこら辺はどのように考えておられるのか。

○**田村委員長** 潮住宅政策課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** すみません、又野委員の御質問の公金かどうかっていうことなんですけども、今度この民間事業者さんにこれを委託する場合、今度上下水道負担金ではございませんで、直接水道料金になりますもので、これで検針の業務委託をしますが、今後発生する料金については業者さんが水道局とのやり取り中で、水道料金として徴収されると、こういうことになりますので、今の上下水道負担金というのは、一回水道局がまとめてその建物についての水道料金はこうだよっていうことをやっておりまして、以前は住宅管理人さんがそれぞれの子メーターを使って入居者の方に水道料金幾らだよ、幾らだよっていうふうにはまとめられて、水道局に払ってらっしゃったという状態だったんですけども、その制度が変わって今度うちのほうがまとめて水道料金で一旦払っておいて、入居者の方に負担金として頂いているのが今の状態で、今後はまた直接水道料金としての形になりますので、公金の外部民間委託ですか、というものに今度は当たらないというふうに理解しておりますが。

○**田村委員長** 当局に申し上げますが、見解を統一しておっしゃっていただけませんか。お願いいたします。

(「公金じゃないでしょ。」と岡田委員)

(「公金じゃない、水道料金。」と中田委員)

西村課長。

○**西村住宅政策課長** すみません、先ほど公金というふうに申し上げましたけれども、今度の水道料金が民間事業者さんのほうに入ってくるということで、入居者さんが直接払われますので、これにつきましては公金じゃないというふうに訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○**田村委員長** 又野委員、よろしいですか。

じゃあ、又野委員。

○**又野委員** 公金ではないということですがけれども、使用料ということで公共料金にはなるという。意味合いはちょっと違ってくると思うんですけども、やはりそこら辺、本当に民間委託していいのかっていうところは、公金自体は基本的には民間委託、私人に委託することは原則禁止してあるっていうこともやっぱりそこら辺も考えて、ある程度それに

準じた対応というのが必要だと思うんですね。そういう意味でも本当にこれまで市でやってきたことを民間委託していいのかっていうところは、私としてはちょっとこのまま進めていくっていうのは疑問に思っているところでありまして、さらに民間委託する場合、その責任の所在っていうのも問題になるというところで、そこら辺の明確化っていうのも大事なところだと思いますんで、そこら辺もし責任の所在とかっていうのを何かどのように考えておられるのか、もし答弁があれば。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 委託業務全てそうではありますが、委託する場合の業務責任というのは委託者に帰属する。これはこの業務に限らず全ての業務の大原則になりますので、又野委員の御心配の向きはそういう御答弁で答えになると思います。…（聞き取れず）…何かそういったことがないようにしなければなりません、委託業務に係って責任が発生するようなことがあれば、委託者である米子市にそうした責任がくるということになります。当然市は委託者としてその責任ある立場で対応するということになります。以上です。

**○田村委員長** 又野委員。

**○又野委員** 本来当然そうあるべきだと思います。ただ、今回公金じゃないってことで、公金の取扱いについて懸念されてるっていうこととして、責任の明確化っていうことがしっかりと地方自治法の中ではうたわれている以上、そうじゃなくなる可能性もやっぱり懸念されてるっていうことが法律上あるということですので、今そう述べられましたけれども、懸念はあるということだけ申し上げておきます。

**○田村委員長** ほかにありませんか。

大下委員。

**○大下委員** 1点確認させてください。この検針業務に実績のある民間事業者っていうのはどれぐらいあるんですか。

**○田村委員長** 西村課長。

**○西村住宅政策課長** 県内では恐らく実績のある業者さんは1つだと思いますけれども、ほかのところの入札状況を見ますと、もう1社おられるようには聞いております。以上です。

**○大下委員** 分かりました。

**○田村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前11時44分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 田村謙介